

議 決 権 代 理 行 使 受 任 に 関 する 報 告 書
年 月 日

殿

(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名 住所又は主たる 事務所の所在地 職業又は営んで いる事業の内容	責任者記名押印又は署名		
			国籍	
			資本金	
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接間接に議決権 の50%以上を保有している会社 ニ イが役員の大過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの		
代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者電話)			

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総 議 決 権	個
	(5) 外 資 比 率	%
	(6) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他
2 受 任 し た 議 決 権	(1) 数 量 等	数 量 個 受任後の議決権比率 % (受任前の比率 %)
	(2) 受 任 の 内 容	

3	受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数 量	個
		議決権比率	%
4 手 方 受 任 の 相	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		
	(3) 委任数量		
5	受 任 年 月 日		
6	そ の 他 の 事 項		

(記入要領)

- 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 2 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 3 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 5 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「3 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。
- 6 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。
- 7 「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第5号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。
「(2) 受任の内容」欄には、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行つた議案について、可能な限り記入すること。
- 8 「3 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を対内直接投資等に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権（すなわち、「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社

の総議決権に占める割合を記入すること。

- 9 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本産業規格 A 4)